

予算常任委員会

平成21年3月17日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎木澤 正男

○浦野 圭司

宮崎 和彦

伴 吉晴

嶋田 善行

木田 守彦

中川 議長

2. 理事者出席者

町 長 小城 利重

副 町 長 芳村 是

教 育 長 栗本 裕美

総 務 部 長 池田 善紀

総 務 課 長 佐藤 滋生

企画財政課長 面卷 昭男

税 務 課 長 山崎 善之

住民生活部長 西本 喜一

福 祉 課 長 西川 肇

国保医療課長 植村 俊彦

環境対策課長 乾 善亮

都市建設部長 清水 建也

建 設 課 長 加藤 保幸

都市整備課長 藤川 岳志

上下水道部長 谷口 裕司

上 水 道 課 長 佃田 眞規

会 計 管 理 者 浦口 隆

教委総務課長 野崎 一也

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏

同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午後１時３０分）

署名委員 伴委員、嶋田委員

委員長

皆さんこんにちは。全委員出席されておりますので、ただいまより、予算常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、伴委員、嶋田委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしく願いいたします。

それでは、審議に移らせていただきます。

本日の審査案件は、お手元に配付しているとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、１．本会議からの付託議案についてであります。

（１）議案第５号、平成２０年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは議案第５号、平成２０年度斑鳩町一般会計補正予算（第７号）につきましてのご説明を申し上げます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

企画財政
課長

前回の委員会におきまして、今回、予算補正をお願いしております内容につきましては、一定のご説明をさせていただきましたが、本日、補正予算書を提出しておりますので、再度、予算書に従いまして、簡

単にご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の 11 ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。

第3款利子割交付金、第1項利子割交付金では、世界的な金融危機による経済情勢の悪化に伴って、県において減収するとの見込みが示されましたことから、第1目利子割交付金で、300万円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第4款配当割交付金、第1項配当割交付金では、12月町議会定例会において、減額補正をお願いしたところでございますが、世界的な金融危機の影響が予想以上に大きく拡大し、県においてさらに減収するとの見込みが示されたことから、第1目配当割交付金で300万円の減額補正をお願いするものであります。

また、第5款株式等譲渡所得割交付金、第1項株式等譲渡所得割交付金につきましても、同様に大きく減収するとの見込みが示されたことから、第1目株式等譲渡所得割交付金1,500万円の減額補正をお願いするものであります。

12ページをお開きいただけますでしょうか。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金では、第1目民生費国庫負担金で、保育園の広域入所事業において、国庫負担金の算定のなかで、国庫対象事業費から特定財源として控除される保護者負担額が当初見込額を上回ることから、保育所運営費負担金70万3千円の減額補正をお願いするものであります。また、決算見込みを見るなかで、更生医療費及び障害者介護給付・訓練等給付費支給事業費の歳出予算が不足し、増額する必要があることから、自立支援給付費負担金256万6千円の増額補正をお願いするものであります。国民健康保険保険基盤安定負担金では、国民健康保険事業に係る保険者支援分繰出額の確定により、36万4千円の減額補正をお願いするものであります。

第2項国庫補助金では、第3目土木費国庫補助金で、交付額の決定により地方道路交付金27万5千円の増額補正をお願いするものであ

ります。第４目教育費国庫補助金では、個人住宅建築等に伴う緊急発掘調査に備えて予算を措置していましたが、今年度発生する見込みがないことから、文化財発掘事業費補助金１２８万円の減額補正をお願いするものであります。第５目総務費国庫補助金では、昨年の１０月３０日決定の、生活対策を受けて、国の第２次補正予算において、地域活性化・生活対策臨時交付金が創設されました。これに伴って、新たに地域活性化・生活対策に要する交付金が交付されることから、その交付限度見込額５，３２０万円の追加補正をお願いするものであります。この臨時交付金の活用にあたりましては、本年度事業に充当させていただくとともに、新年度において計画していた事業を前倒しして活用させていただきたいと考えております。

本年度事業への充当といたしましては、鳩水園の排水に係る水質改善のための第１期工事の事業費２，２２６万円、災害物資備蓄事業費２８０万円に充当させていただきます。また、前倒しして活用する事業については、鳩水園の排水に係る水質改善のための第２期工事の所要額３千万円、幼稚園園舎の２次耐震診断の所要額４３０万円を増額補正させていただき、その事業費に活用してまいりたいと考えております。

１３ページにお移りいただけますでしょうか。

第１５款県支出金、第１項県負担金では、第１目総務費県負担金で、税源移譲による個人住民税の減額措置について、その償還が当初見積りを下回り、県民税分に係る償還も少なくなることから、県民税分の償還額相当分として交付される県民税取扱負担金６６０万円の減額補正をお願いするものであります。第２目民生費県負担金では、民生費国庫負担金と同様の事由により、保育所運営費負担金３５万２千円の減額、自立支援給付費負担金１２８万２千円の増額、国民健康保険保険基盤安定負担金３２０万２千円の増額補正をお願いするとともに、後期高齢者医療保険料軽減費の確定により、後期高齢者医療保険基盤安定負担金３７３万８千円の増額補正をお願いするものであります。

第２項県補助金では、第５目教育費県補助金で、教育費国庫補助金

と同様の事由により、文化財発掘事業費補助金 64 万円の減額補正をお願いするものであります。

14 ページをお開きいただけますでしょうか。

第 16 款財産収入、第 1 項財産運用収入では、第 1 目財産貸付収入で、土地開発基金用地において土地貸付けがあったことから、土地賃貸料 5 千円の増額補正をお願いするものであります。第 2 目利子及び配当金では、財政調整基金をはじめとする各基金運用益の決算見込額の確定により、238 万 3 千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第 17 款寄附金、第 1 項寄附金では、第 1 目寄附金で、7 名の方からご寄附があったことから、福祉費寄附金 15 万円の増額、11 名の方と 1 団体からのご寄附と、いかるがの里法隆寺マラソンの際の募金により、教育費寄附金 26 万 1 千円の増額補正、都市計画費寄附金では 2 名の方からご寄附があったことから、11 万円の追加補正をお願いするものであります。これらの寄附金につきましては、寄附者の意向により、福祉費寄附金 15 万円については、2 万円を福祉基金に積立てさせていただくとともに、12 万円を児童福祉の充実に、1 万円を健康づくりの推進に充当させていただきます。教育費寄附金 26 万 1 千円につきましては、25 万 1 千円を、斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金に積立てさせていただくとともに、1 万円を埋蔵文化財の発掘調査に充当させていただきます。また、都市計画費寄附金 11 万円については、全額を自然環境の保全と活用に充当させていただきます。

15 ページにお移りいただけますでしょうか。

第 21 款町債、第 1 項町債では、第 3 目教育債で、学校校舎耐震工事に係る充当率の変更により、530 万円の減額補正をお願いするものであります。第 6 目総務債では、斑鳩町土地開発公社の長期保有地の解消を行い、経営の健全化等を図る目的に、国の第 1 号補正予算で創設された、地域活性化・緊急安心実現総合対策事業を活用した形での協議を進めておりました。今般、土地開発公社が平成 4 年 7 月 28

日に都市計画道路代替用地として取得した龍田西８丁目地内、位置的には旧三室休日応急診療所の北西に位置するところがございますが、その保有地の買い戻しにつきまして、起債同意が得られたことから、２億６，４４０万円の追加補正をお願いするものであります。なお、この地方債は、充当率は１００％で、このうち７５％につきましては、その元利償還金につきまして、後年度３０％の地方交付税算入のある有利な地方債となっております。

続きまして、歳出のご説明を申し上げます。

１６ページをお開きいただけますでしょうか。

第２款総務費、第１項総務管理費では、第１目一般管理費の第１９節負担金補助及び交付金で、職員の退職に伴う退職予定者特別負担金として、職員退職手当負担金３，１５３万２千円の増額補正をお願いするものであります。また、第５目財産管理費では、第１７節公有財産購入費で、歳入のところで申し上げました、町土地開発公社保有地の買い戻し費用２億６，４６９万４千円の追加補正、第２５節積立金では、財政調整基金等の各基金運用益の決算見込額確定による基金積立て、２５５万３千円の増額補正をお願いするものであります。

第６目企画費では、文化振興基金の運用益の減により、２万８千円の財源振り替えをお願いしております。

１７ページにお移りいただきますでしょうか。

第２項徴税费では、第１目税務総務費で、個人住民税の減税措置の県民税償還額相当分として交付される県民税取扱負担金の減により、３３０万円の財源振り替えをお願いしております。第２目賦課徴収費では、県民税取扱負担金の減による、３３０万円の財源振り替えと、税源移譲による個人住民税の減額措置に係る償還金が当初見積りを下回ること等から、第２３節償還金利子及び割引料で、１，８００万円の減額補正をお願いするものであります。

第３款民生費、第１項社会福祉費では、第１目社会福祉総務費で、歳入でご説明申し上げました、福祉費寄附金を福祉基金に積立てさせていただくことから、第２５節積立金で２万円の増額補正をお願いす

るものであります。また、第２８節繰出金では、国保財政安定化支援事業に係る繰出額の確定により、国保財政安定化支援事業繰出金３６５万３千円の増額補正をお願いするものであります。

１８ページをお開きいただけますでしょうか。

第３目老人福祉費では、福祉基金の運用益の減により、１９万９千円の財源振り替えをお願いしております。第７目国民健康保険医療助成費では、第２８節繰出金で、保険税軽減分繰出額、そして国民健康保険事業に係る保険者支援分繰出額の確定により、医療給付費分基盤安定繰出金３２７万３千円の増額、介護納付金分基盤安定繰出金３７万５千円の増額、保険者支援制度分基盤安定繰出金７２万８千円の減額、後期高齢者支援金分基盤安定繰出金８６万５千円の増額、合わせて３７８万５千円の増額補正をお願いするものであります。第１０目障害福祉費では、決算見込みを見るなかで、各事業費が予算額を上回ることから、第１９節負担金補助及び交付金で、あおぞら福祉作業所運営補助金２８万２千円、第２０節扶助費で、更生医療費給付１７６万３千円、障害者介護給付・訓練等給付費３３７万円の増額補正をお願いするものであります。第１２目介護保険事業繰出費では、第２８節繰出金で、介護給付費が当初見積りを上回ることから、介護給付費繰出金６７万７千円、介護報酬の改定等に伴って、電算システムの改修を実施することから、介護保険事務費繰出金９９万５千円の増額補正をお願いするものであります。第１４目後期高齢者医療費では、第２８節繰出金で、保険基盤安定負担金に係る繰出額の確定により、後期高齢者医療保険基盤安定負担金繰出金４９８万４千円の増額補正をお願いするものであります。

１９ページにお移りいただけますでしょうか。

第２項児童福祉費では、第１目児童福祉総務費で、歳入でご説明申し上げました福祉費寄附金の受け入れにより、１２万円の財源振替をお願いしております。第３目保育園費では、広域入所の入所希望者が当初見積りを上回ることから、第１３節委託料で、広域入所委託料１６４万５千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第４款衛生費、第１項保健衛生費では、第４目健康増進事業費で、歳入でご説明申し上げました福祉費寄附金の受け入れにより、１万円の財源振替をお願いしております。第６目火葬場費では、地元よりポンプアップ施設の追加工事の要望があったことから、第２２節補償補填及び賠償金で、火葬場周辺対策整備補償金６５０万円の増額補正をお願いするものであります。

２０ページをお開きいただけますでしょうか。

第４項清掃費、第３目し尿処理費では、歳入でご説明申し上げました、地域活性化・生活対策臨時交付金の追加による、鳩水園の排水に係る水質改善のための第１期工事の事業費２，２２６万円の財源振り替えと、本臨時交付金を活用して、新年度において計画していた鳩水園の排水に係る水質改善のための第２期工事を前倒しして実施するため、第１１節需用費で、修繕料で３千万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第５款農林水産業費、第１項農業費では、第４目土地改良事業費で、火葬場周辺対策整備に係るポンプアップ施設の追加工事に伴って、地元より町単独土地改良事業補助金の増額要望があったことから、第１９節負担金補助及び交付金６５０万円の増額補正をお願いするものであります。

２１ページにお移りいただけますでしょうか。

第７款土木費、第４項都市計画費では、第１目都市計画総務費で、地方道路交付金の増により、２７万５千円の財源振替をお願いしております。第２目公共下水道費では、第２８節繰出金で、公共下水道事業特別会計において、下水道負担金等の特定財源が減収となる見込み等から、公共下水道事業特別会計繰出金５１６万８千円の増額補正をお願いするものであります。第７目景観保全対策事業費では、歳入でご説明申し上げました都市計画費寄附金の受け入れにより、１１万円の財源振替をお願いしております。

２２ページをお開きいただけますでしょうか。

第８款消防費、第１項消防費では、第５目災害対策費で、歳入でご

説明申し上げました、地域活性化・生活対策臨時交付金の追加により、280万円の財源振り替えをお願いしております。

次に、第9款教育費、第2項小学校費では、第1目学校管理費で、学校教育施設等整備事業債の減により、115万円の財源振り替えをお願いしております。

23ページにお移りいただけますでしょうか。

第3項中学校費では、第1目学校管理費で、学校教育施設等整備事業債の減により、415万円の財源振り替えをお願いしております。

第4項幼稚園費では、第1目幼稚園費で、歳入でご説明申し上げました、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用して、新年度において計画していた幼稚園園舎の2次耐震診断を前倒しして実施するため、第13節委託料で、斑鳩・斑鳩西幼稚園園舎耐震2次診断業務委託料430万円の追加補正をお願いするものであります。

24ページをお開きいただけますでしょうか。

第5項社会教育費では、第4目文化財保存費で、斑鳩の里歴史文化遺産・保存活用基金の運用益の追加及び教育費寄附金の受け入れにより、1万8千円の財源振り替えと、歳入のところで申し上げましたように、個人住宅建築等に伴う緊急発掘調査が発生する見込みがないことから、第4節共済費から第16節原材料費まで、合わせまして256万円の減額補正、教育費寄附金を斑鳩の里歴史文化遺産・保存活用基金に積立てさせていただくことから、第25節積立金で25万1千円の増額補正をお願いするものであります。

25ページにお移りいただけますでしょうか。

第6項保健体育費では、第1目保健体育総務費で、スポーツ振興基金の運用益の増により、5万4千円の財源振り替えをお願いしております。

次に、第11款公債費、第1項公債費では、第2目利子で、平成20年度の定時償還に係る利子額の確定により、第23節償還金利子及び割引料2,764万6千円の減額補正をお願いするものであります。

26ページをお開きいただけますでしょうか。

次に、第１２款予備費、第１項予備費では、第１目予備費で、今回の補正に要する財源２，９１３万３千円を充当させていただき補正をお願いするものであります。

恐れ入りますが、６ページにお戻りいただけますでしょうか。

第２表継続費補正についてであります。

第９款教育費、第４項社会教育費の（仮称）文化財活用センター整備事業に係る継続費につきまして、昨年の１２月町議会定例会において契約のご議決をいただいたことから、事業費の総額を３億１，５４９万円から２億８，７０７万円に、平成２１年度の年割額を５，１９９万円から２，３５７万円に変更をお願いしております。

７ページにお移りいただきまして、第３表繰越明許費補正についてでございます。

諸般の事情により、本年度会計において予算の支出を見込めない事業につきまして、繰越明許費の予算措置をお願いしております。

第４款衛生費では、第１項保健衛生費の火葬場周辺対策事業につきましては、地元よりポンプアップ施設の追加工事の要望があり、この事業変更に伴って、次年度へ１，０５０万円、第２項清掃費の衛生処理場周辺対策事業につきましては、農道整備工事に伴う用地交渉等において地元関係者との調整に時間を要することから、次年度へ４００万円、鳩水園施設改良事業については、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、前倒しして実施することから、次年度へ３千万円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

次に、第５款農林水産業費では、第１項の農業費の土地改良事業につきましては、衛生処理場周辺対策事業に関連して、次年度へ８００万円、土地改良支援事業については、火葬場周辺対策事業に関連して、次年度へ１，０５０万円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

次に、第７款土木費では、第２項の道路橋りょう費の道路新設改良事業につきましては、用地交渉の難航により、次年度へ３，５９０万円、第４項都市計画総務費の法隆寺線整備事業については、委託業務

実施にあたって、関係機関との事前協議に不測の時間を要したことから、次年度へ1,060万5千円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

次に、第9款教育費では、第4項の幼稚園費の幼稚園園舎耐震補強事業につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金を活用し、前倒しして実施することから、次年度へ430万円の繰越明許費の予算措置をお願いしております。

8ページをお開きいただけますでしょうか。

最後に、第4表地方債の補正についてであります。

はじめに、地方債の追加では、歳入のところで申し上げましたとおり、土地開発公社の保有地の買戻しについて、今般、起債同意が得られたことから、限度額を2億6,440万円とする、地域活性化・緊急安心実現総合対策の追加補正をお願いしております。また、地方債の変更では、起債充当率の変更に伴って、学校教育施設等整備事業に係る限度額を3,150万円から2,620万円に変更する補正をお願いしております。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと思います。

予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

企画財政課長 以上、簡単ではございますが、議案第5号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
嶋田委員。

嶋田委員 7ページの1の保健衛生費と、款の農林水産業費の1項の農業費で

すか、この前の説明では800万の650万、650万、1,300万トータル2,100万のお話だったように私は記憶して、もしか間違いだったらごめんなさいね。そやけどこれでいくと2,900万程になってますねんけど、これはどういうことかちょっと教えていただけますか。

都市建設 部
長 前回の予算委員会で質問されて2,100万と説明申し上げておりますのは、第4款の第1項保健衛生費の1,050万と、第5款の第1項農業費の土地改良支援事業これの1,050万、これをプラスして2,100万ということでございます。その上の土地改良事業800万いうのはまた別の事業でございます。

嶋田委員 そしたらこれは東里ですか、その関係の事業ではないということですね。

都市建設 部
長 土地改良事業の800万は幸前地域のです。

嶋田委員 わかりました。そしてですね、これは前の予算委員会に出していた補償要望、項目なんです。これ読まさせていただきました、いろんな要望があるんだなと改めて思いました。その中でですね、お持ちですかね。5ページの真ん中あたり14火葬場運用後のチェック、地元との継続協議の中の②、東里自治会に対し、今後5年間に限り毎年事業予算（町単工事）の継続支給、例えば500万程度負うと。今回のこの補償いうのはこれにあたるわけなんですか。

環境対策 課
長 ご質問の東里の環境整備委員会からでております項目の中で、今後東里自治会に対して、今後5年間に限りということで前提がございますので、これ平成7年に覚書を締結させていただいてるんですけども。運用後のチェックということでございますので、平成9年から火葬場は供用を開始しておりますので、平成9年から5年間はこういう形で

継続支給をしていると、事業の予算をとっているということでございますので、当然それ以降については、当然またそれぞれ年度ごとにご要望が出てまいりますので、それに対して色々協議をさせていただきながら、予算の範囲もございまして、それに対して事業は実施しているという形でございます。

嶋田委員 そしたらこの19ページとかにある火葬場周辺対策整備補償っていうのは、これは何を根拠に、要望の中のどこを根拠に出してはるわけなんですか。

環境対策課長 これは当初覚書を締結とりました時に出てる項目と、それからそれ以後に現行あるいは追加という形で出てくるものがございまして、予算委員会に出させていただきました資料の5ページの下の方に追加要望項目ということであっております2つ目の項目ですね、これに対してこの補償工事を実施しているということでございます。

嶋田委員 わかりました。これ読まさせていただいてですね、この要望やとか読まさせていただいて、それは地元にご迷惑をおかけしている分については、これは補償やっていかなあかんとは思いますがけれども、以前にも言ったと思うんですけど、これひょっとしたらブラックホール、町財政のブラックホールになるの違うかなという気も私自身もしております。まあ大袈裟かもしれませんがね。例えばごみ処理の煙で健康に被害があると、それはもう永年に渡って補償なり調査していかなあかんとは思いますが。基本的にあまり影響のないことについてはですね、期限を設定するとか、また補償金額の上限を設けるとか、そういう風な形でですね、やっていっていただきたいと思いますねんけれども、そのことについて理事者側はどうお考えですねんやろか。

副町長 今、嶋田委員のご指摘されていることについての心配でございます。非常にこの衛生処理場の補償、そしてし尿処理場の補償、そして火葬

場の補償と、そこらについては当初その施設ができた時点において自治会と水利組合を含めて覚書等を交わしておるわけです。そういう中で要望の関係の処理、そしてまた衛生処理場については10年に1ぺん、撤去を含めた交渉ということになってます。その都度また新たな要望がでます。そういうことを衛生処理場ではこれ23年もやっていくわけですが、火葬場においてもあと3年したらその中でも新しい要望がでてくるということでございます。そういうことを出来るだけ我々としては自治会等と話し合っ、できるだけ町の財政の厳しい中ですから、抑えてくださいと、無駄なことは町としては出しませんよということでこれから進めてまいりたいと、まあこのように思っているわけです。ただ非常に交渉時点でね、地元が受忍の限度を超えた施設としてとらまえておりますから、色々難しい問題はございますけれども、やはりこれからは地元の協力を得る中でね、できるだけ町としては財政の状況を考えて地元と話していきたいとこのように考えております。ただ、現在し尿処理場、衛生処理場、火葬場について、今の現在の覚書を全部白紙にするということは非常に難しい点であると考えております。そういうことでこれからも先ほど申し上げましたように地元との協議、これが必要やと思いますんで、そこにあまり過剰なお金がいらないようにですね、我々としては努力してまいりたいとこのように考えております。

嶋田委員 何も白紙にしろとかそういうことをね、私言ってるんやなしに、今後はそういう風は無制限やなしにね、期限を設けるとか金額的な上限を設けるとか、そういう風なことを考えていつていただきたいということです。先ほども言いましたように、そりゃ後々その地元の方達が迷惑を被ることはいけないと思いますし、また斑鳩町の住民がその施設を使う場合に地元でやっていただくということで、感謝せなあかんとは思いますが、思いますけれども、例えばこんな言い方したらあれやけれども、火葬場という名前がいやな思いをして、実害がどれだけあのかという風なことをちょっと気にもなったりしますねんけれども、そこ

らへんも考慮していただいてですね、これからの交渉に当たっていただきたいと思います。生き生きプラザですか、あれで100%減免やと、あれ何を迷惑かけてんねんと、言うたらむちゃくちゃな話だと私自身は思ってますけどね。そやからそういうことを肝に銘じていただいてですね、これからの交渉にあたっていただきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

伴委員。

伴委員

鳩水園の施設改良事業についてなんですが、これはやっぱりそこそこ年数が経ってきてるんで、老朽化による水質改善っていうか、水質が基準に合わなくなってきたからなんでしょう。ちょっとそのあたりお聞きしたいんですか。

環境対策
課長

鳩水園の放流水につきましては、三代川を通りまして、大和川、それから大阪湾に流れ込んでいるわけなんですけども。水質の基準といいますのは、瀬戸内海の水環境保全特別措置法というのが適用されるということで、その中で化学的酸素要求量でありますとか、窒素含有量あるいはリン、この3項目これが指定項目として水質の総量規制かかっているということでございます。その中で窒素、この量がですね、この基準を2次処理室の中で基準を超えているという中で、今現在は水道水で希釈して基準値に達するように放流しているということでございます。もともとこの鳩水園の処理施設というのは、窒素除去する装置っていうのが当時はないということの中で基準が厳しくなってきた中で、その基準値がクリアできないという中で、今回この現行施設を改良して窒素を除去する装置を付け加えて処理をしていきたいということでございます。そして基準値以内になるように、放流水が基準値以内になるように施設を改良していきたいということでございます。

伴委員 今の説明をお聞きしますと、基準が変わってきてまたそれに対して適合せんようになったというような解釈させていただきますねんけど、ということは今回やっていただいたら、また当分の間は基準が変わらない限りもうそれでいけると考えさせてもらっていいわけだな。

環境対策
課長 先ほど申し上げましたように、その水質の総量規制っていうのが今第5次の基準っていうのが適用されているわけですが、これがまあ第6次っていうのが、この21年4月から新しい基準でなるんですけれども、その基準っていうのが5次と6次は同じ数値ということになっておりまして、基準は厳しくなってないんですけれども、また先で7次8次というように基準が厳しくなってくる可能性もございますけれども、当分の間はこの今の基準をクリアできるということでございますので、またその基準が厳しくなってくればですね、また改良していかなければならないという風に考えております。以上です。

委員長 他にございませんか。
嶋田委員。

嶋田委員 この鳩水園に関してですねんけども、なんか2年前ですか、入札されたということをお聞きしましてんけれども、あれ契約期間は何年でしたか。

環境対策 施設の運転管理の契約ということでございますね、1年の契約です。

課長

嶋田委員 1年ということは、これ毎年入札されるということですね。

環境対策 入札をさせていただいたのが平成19年度からということで入札を
課長 させていただいたんですけど、その時は前の業者ですね、撤退する
ということでしたので、その時に新しくどこの業者を選定する
かという中で入札を実施したということでございます。今現在は当然

その入札した業者が問題なくやっていただいておりますので、そのまま随意契約でやっていきたいという風に考えているところでございます。

嶋田委員 そしたら入札された時に新しい業者になって、何かトラブル等は発生したことはあるんですか。

環境対策
課長 新しい業者19年の4月からやっていただいておりますけど、問題はございません。

嶋田委員 今現在随意契約やなしにね、まあその年々、2年に1ぺんでもよろしいやんか、入札するという形でやっていっていただきたい思いますねんけども。どんなもんですやろ。随意契約される理由というのはなんですか。

環境対策
課長 当然その業者がですね、1年を通じて当然適正に運転をされて水質基準も守っていただけるという中で、問題があればですね、出てきた場合はその業者当然指導もしていくわけなんですけれども、対応できないということであればですね、当然その業者もやはり違う業者に変えていかなければならないと思いますけれども、今現在はそういった問題ございませんし、うまく運用していただいているという中で、とにかく変えることによって逆にまたおかしいことっていうんですか、不備がでてくるということも考えられますので、今のところは随意契約でさしていただいているということでございます。

嶋田委員 19年に入札されてその1年間何もトラブルなかったんでしょ。そしたらね、毎年入札され、毎年か2年に1ぺんか別にしましてね、入札という形をとられたほうが、理事者側も町民に広くどういうんですか、説明できるいうんですか、そういうことを考えていくべきではないんですかね。

副町長 今、嶋田委員のおっしゃる入札していくというのは、非常に望ましいわけでございます。ただ管理業務といいますのはね、一番初めが肝心な時です。それによって随時管理を把握し慣れていくというような業務でございますから、やはり随契によって何年かは継続していくのが一番よい方法ではないかなと、馴染むのではないかなと、このように思っておりますので、今何もトラブルございませんし、もしもあればこれはまた当然業者を変えたり、入札していかなあかんと思うんですが、そういう中で管理業務をやっていただいております業者で随契をしていきたいとこのように思っております。

嶋田委員 入札されてから問題ないんでしょ。そりゃ色々積み重ね、どういんですか、引き継ぎ等があってそれでうまく回転してるんやという風なことだとは思いますが、基本はやっぱ一般的な競争入札という形が正しいのではないかなと思います。一応そういうことをされることを私は望んでおきます。

委員長 すいません。ちょっと関連して、19年度に入札された時に参加された業者って何社かわかりますか。

環境対策課長 3社だったと思います。ちょっと今資料ございませんので正確なことは。3社でやっておったと思います。

委員長 そうしますと、複数あるわけですから入札もできるということなんです。今委員からいただいた意見も十分今後検討していただいて、管理運営の方針定めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

中川議長。

議 長 この補正予算と離れますけど、今の質問に対してちょっと関連しま

すねんけど。今の乾課長の答弁では、前の業者が撤退をされた後に入札をしたということなんですがね。ある方から聞くと撤退された時の業者の社員でんな、それと今の新しく入札されてからの会社の社員がだいたい同じような社員がいてるということ、ちらっと関係者の人言わはりましてんけどね。そこらは町として把握してしてはんのか、前の業者はなんで撤退されましてんやろ。

環境対策
課長

前の業者が撤退された理由っていうのはちょっと把握はしておりますせんけども、19年3月をもって撤退するということがございましたので、町は入札をさせていただいたということになります。それから一応従業員につきましては、当然今の契約している社員が来ております。その中で当然業務やっていく中で、引き継ぎ等がございますので、その中で前の社員ですね、雇ってされるということも当然考えられますけども、うちが把握しておりますのは今の契約している従業員ということでございます。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

ないようでしたら、これをもって質疑を終結いたします。
それではお諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第5号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第6号、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長 それでは議案第6号、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

国保医療課長 今回の補正の主な内容は、共同事業拠入金、保険基盤安定繰入金、また財政安定化支援事業繰入金等の確定に伴うもの、さらに70歳以上の医療費自己負担金の軽減に係るものでございます。

それでは補正予算書の7ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入からご説明申し上げます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目の高齢療養費共同事業負担金でございます。59万7千円の減額をお願いするものです。歳出の高額医療費共同事業拠入金の減額に伴いまして、これに係ります国庫負担金1／4を減額するものでございます。

第5款県支出金、第1項県負担金、第1目高齢療養費共同事業負担金59万7千円の減額をお願いするものでございます。

国庫負担金の場合と同様、歳出の高額医療費共同事業拠入金の減額に伴い、これに係ります県負担金1／4を減額するものでございます。

次に8ページでございます。

第7款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金でございます。財政調整基金の利子といたしまして2万3千円の増額をお願いするものでございます。

第8款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金でございます。まず、総額として743万8千円の増額をお願いするものでございます。まず第1節の保険基盤安定繰入金でございますが、その額の確定によしまして、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付

金分の各保険基盤安定繰入金につきましては増額を、また保険者支援制度分につきましては減額をお願いいたしまして、合わせて３７８万５千円の増額をお願いするものでございます。また第４節財政安定化支援事業繰入金につきましては、その額の確定によりまして、３６５万３千円の増額をお願いするものでございます。

次に９ページでございます。第１０款諸収入、第３項雑入、第６目雑入でございます。１５５万６千円の減額をお願いするものでございます。補正予算におきまして歳入が超過するために、名目上の歳入となっている雑入を減額させるものでございます。

第１０款諸収入の、第４項療養費等指定公費返還金、第１目療養費等指定公費返還金出でございます。１００万円の追加補正をお願いするものでございます。７０歳以上の人の医療費自己負担分を軽減する国の政策に従いまして、コルセットの装着や整骨などに支払う療養費について、国が負担すべき１割分を国民健康保険団体連合会を通じて収入をするものでございます。

それでは次に歳出をご説明いたします。１０ページをお開きいただきたいと思います。

第１款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費でございます。財政調整基金の利子を基金に積み立てるものといたしまして、２万３千円の増額をお願いするものでございます。

次に第２款保険給付費であります。第１項療養諸費、第１目一般被保険者療養給付費及び第３目の一般被保険者療養費であります。保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の補正に伴いまして、それぞれの財源内訳を変更したものでありまして、予算の増減はございません。

次に１１ページでございます。第３款後期高齢者支援金等、第１項後期高齢者支援金等、第１目後期高齢者支援金でございます。これにつきましては、保険基盤安定繰入金の補正に伴いまして、財源内訳を変更したものでありまして、予算の増減はございません。

また、第６款介護納付金、第１項介護納付金、第１目介護納付金に

つきましても、同様に財源内訳を変更したものでございまして、予算の増減はございません。

次に１２ページでございます。第７款共同事業拠出金、第１項共同事業拠出金、第１目高額医療費共同事業拠出金でございます。２３８万６千円の減額をお願いするものでございます。また第２目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては２２８万２千円の増額をお願いするものでございます。いずれも、それぞれの拠出金の確定に伴うものでございます。

１３ページです。第１０款諸支出金、第２項療養費等指定公費立替金、第１目療養費等指定公費立替金でございます。１００万円の追加補正をお願いするものであります。７０歳以上の人に係ります医療に対し支出する療養費について、かかった医療費の１割を国が負担することから、その相当額を予算上、療養費とは別立てにする必要が生じたことによりこの費目を設けたものでございます。

最後に、第１１款予備費、第１項予備費、第１目予備費でございます。補正予算におきまして、名目上の歳入となっている雑入を減額しても、なお歳入が超過するために当費目に４７９万２千円の増額をお願いするものでございます。

それでは、１ページにお戻りいただきたいと思います。朗読をいたします。

（ 予算書朗読 ）

国保医療課長 以上で簡単ではございますが、平成２０年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）についての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議賜りまして、原案どおりご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長

そうしましたらないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって議案第6号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第7号、平成20年度斑鳩町斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 谷口上下水道部長。

上下水道
部長

それでは議案第7号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明させていただきます。

まず、はじめに議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

上下水道
部長

それでは、補正予算書の事項別明細書の歳入よりご説明させていただきます。

恐れ入りますが7ページをお開きいただけますでしょうか。まず、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目下水道費負担金でございますが、公共下水道への接続件数の見込み数の減によりまして900万円の減額。

次に、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目下水道使用

料で１３６万１千円を減額するものでございますが、その主な理由といたしましては、龍田西污水幹線工事の完了期日を当初、平成２０年６月でありましたものを、平成２１年１月末に延長したことにより、龍田西３丁目地域の接続戸数が見込めなくなったことによるものでございます。

恐れ入ります。次に、８ページをお願いいたします。

第３款国庫支出金、第１項国庫補助金、第１目下水道事業費国庫補助金では、首都圏近郊整備地帯等事業補助率の差額費補助金を受けることによりまして２８８万７千円の増額。

第４款繰入金、第１項一般会計繰入金、第１目一般会計繰入金でございます。歳入歳出の差し引き５１６万８千円の増額。

次に、９ページをお願いいたします。

第６款諸収入、第１項雑入、第１目雑入でございます。消費税還付金の額の確定によりまして１７１万５千円の増額をお願いするものでございます。

次に、第７款町債、第１項町債、第１目下水道事業債でございます。第１節公共下水道事業債で１億１，７００万円の減額、第２節流域下水道事業債で８０万円の増額、差し引き１億１，６２０万円の減額をお願いするものでございます。

すいません、恐れ入ります。次に、１０ページをお願いいたします。歳出でございます。

第１款公共下水道費、第１項下水道管理費、第２目施設管理費では、接続件数の見込みの減から、県に支払います汚水処理費にあたります流域下水道維持管理負担金で６２万３千円の減額。

次に、第１款公共下水道費、第２項下水道新設改良費、第１目管渠等新設改良費でございます。事業の執行残によりまして、第１３節委託料で３，３００万円、第１５節工事請負費で６千万円、次に、１１ページをお願いいたします。第２２節補償補填費及び賠償金で２，４００万円の減額をお願いするものでございます。

次に、第２款流域下水道費、第１項流域下水道費、第１目流域下水

道事業費で、流域下水道事業市町村負担金の額の確定により、第19節負担金補助及び交付金で83万2千円の増額をお願いするものでございます。

また、第3款公債費、第1項公債費、第1目元金でございます。額の増減補正はございませんが、公共下水道事業加入負担金の減及び一般会計繰入金の増により、財源の振り替えをお願いするものでございます。

以上、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ1億1,679万1千円を減額し、歳入歳出それぞれ14億6,863万9千円にするものでございます。

恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。第1款公共下水道費、第2項下水道新設改良費、事業名公共下水道事業（第11処理分区第2工区－5・第12処理分区4工区－4）でございますが、1億円の繰越明許をお願いするものでございます。これは、公共下水道費の汚水処理施設整備交付金事業の執行に伴います残額から、平成21年度に整備を予定しております区域のうち、神南3丁目地内で2工区－5、龍田2丁目地内で4工区－4の工事を先行し発注することにより、面整備の拡大を図る予定でございます。

なお、入札につきましては3月27日に執行する予定でございますが、年度内に工事が完了できる見込みがございませんので、公共下水道事業費で1億円の繰越明許をお願いするものでございます。

最後に、第3表地方債補正でございます。

起債の目的、1. 公共下水道事業、補正前限度額7億2,820万円、補正後限度額6億1,120万円、2. 流域下水道事業、補正前限度額1,860万円、補正後限度額1,940万円に変更のお願いをするもので、歳入で公共下水道事業債を1億1,700万円減額、流域下水道事業債を80万円増額補正することに伴いまして、限度額の変更をお願いするものでございます。

恐れ入ります、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

朗読をもちまして、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明とさせていただきます。

（ 予算書朗読 ）

上下水道 以上、議案第7号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補
部長 正予算（第3号）についての説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議いただきまして何卒、原案どおりご承認賜われますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
木田委員。

木田委員 予算の時やったかな、なんか斑鳩町は順調に接続してもらっておるという風に部長の方から聞いたと思いますねんけども、現在接続可能戸数ちゅうんですか、それは何軒ぐらいなってますんかな。何ヶ所ちゅうんか。

上下水道 現在で接続可能件数につきましては、19年度末では3千件です。
部長 申し訳ございません。

委員長 最新のデータ。19年度末しかでませんかね。
暫時休憩します。

（ 午後2時43分 休憩 ）

（ 午後2時44分 再開 ）

委員長 再開します。15時まで休憩いたします。

（ 午後2時44分 休憩 ）

(午後 3 時 0 0 分 再開)

委員長

それでは再開いたします。

先ほどに引き続きまして質疑をお受けしたいと思います。

理事者の方。 谷口上下水道部長。

上下水道

先ほどは申し訳ございませんでした。最新のデーターでございます。

部長

平成 21 年 3 月 10 日に供用開始をしておりますが、全体の面積といたしまして 137 ヘクタールの区域で利用ができます。そしてその中の供用人口、利用できる人口といたしましては、9,363 名、約でございますけども、それと全体の供用件数といたしましては、3,490 件、それと合計水洗化率といたしましては 54 % というデーターでございます。以上でございます。

木田委員

それでかなり斑鳩町は順調に進んでおるという風な答えをいただいておりますねんけども。だいたい集中浄化槽の地域を重点的にやっておられるっちゃうことなんですけど、これであと何ヶ所ぐらい残っておるんですかな。

上下水道

集中浄化槽のエリアといたしましては、現段階西の山住宅、これはもう今供用開始しましたけども、西の山住宅、旭ヶ丘住宅、そして夕陽ヶ丘住宅、そして事業区域以外のところになりますけども、紅葉ヶ丘住宅とか、高安西団地ですとか、緑ヶ丘住宅といったところが残っておる状況でございます。

木田委員

そしたらね、高安西なんか、わりかしなんでっしゃろ、近い方の部類に入るから早くした方がええのと違うのかなと思うねんけども、バイパス予定路線とかそういう風なんの関係はないんかな。それはあらへんですのん。

上下水道 部長	バイパス計画区域であるからということではなくて、その地域に迎えに行く幹線管渠といいますのが、今の事業区域から若干外れておりますので、そうしたことで現在事業区域に入っておらないということでございます。
委員長	他にございませんか。 浦野委員。
浦野委員	7 ページのですね、下水道負担金 9 0 0 万減ということで、龍田西汚水幹線が工期遅れたためということなんですけども、ロングランで考えると今年度にこれ入ってくるのかなと思うんですけども、実質工期が遅れることによるそれ以外の損失いうか、損害っていうことは考えんでもいいんでしょうか。
上下水道 部長	あえて損害的なことは考えなくてもいいと考えております。
委員長	他にございませんか。 (な し)
委員長	それでは、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。よって議案第 7 号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。 次に、(4) 議案第 8 号、平成 2 0 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 西川福祉課長。

福祉課長 議案第 8 号、平成 2 0 年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について説明いたします。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

福祉課長 この補正予算の内容につきましては、前回の当委員会でご説明しましたとおりでございますが、予算書に関する説明書の歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。

まず、歳入からご説明させていただきますので、補正予算書の恐れ入りますが 6 ページをお開きいただきたいと思います。

まず第 3 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目介護給付費負担金では、給付額に対する法令に基づきます負担割合に応じて歳入がありますが、決算見込みを見る中で、施設関係の負担割合が少ないため 6 1 万 8 千円の減額補正であります。次に、第 2 項国庫補助金、第 4 目介護保険事業費補助金では、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費 6 2 万 5 千円の増額補正。次に、第 5 目介護従事者処遇改善臨時特例交付金では、交付金 1, 4 9 0 万 5 千円の増額補正を予定しております。

次に、7 ページをお開きいただきたいと思います。第 4 款支払基金交付金、第 1 項支払基金交付金、第 1 目介護給付費交付金では、給付額に対する法令に基づく負担割合に応じて歳入がありますことから、決算見込みを見る中で、介護給付費増により 1 6 8 万円の増額補正、その下第 5 款県支出金、第 1 項県負担金、第 1 目介護給付費負担金でも、決算見込みを見る中で、介護給付費増によりまして 2 3 7 万 8 千円の増額補正を予定しているものであります。

次に、第 6 款財産収入、第 1 項財産運用収入、第 1 目利子及び配当金では、介護保険給付費準備基金の利子としまして 2 万 8 千円の増額

補正、次に 8 ページでございますが、第 8 款繰入金、第 1 項一般会計繰入金、第 1 目介護給付費繰入金では、決算見込みを見る中で、介護給付費増によりまして、町の負担であります 6 7 万 7 千円の増額補正を予定しております。またその下、第 4 目その他一般会計繰入金では、介護報酬改定等に伴うシステム改修費 9 9 万 5 千円の増額補正を一般会計からの支援としてお願いするものであります。また次に、その下の第 2 項基金繰入金、第 2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金では、特例交付金に伴います広報等の周知費用 1 3 4 万 4 千円の増額補正を予定しております。

次に、歳出につきましてご説明させていただきますので、9 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費では、介護報酬改定及び激変緩和措置対応に伴う電算システムの改修業務委託料 1 6 2 万円の増額補正を予定しております。次に、その下の第 4 項趣旨普及費、第 1 目趣旨普及費では、介護従事者処遇改善臨時特例交付金に伴います第 1 号被保険者に対する周知等に必要な費用、納入通知書に同封いたしますチラシでありますとか、高齢者ガイドブック作成の印刷費用ということで 1 3 4 万 4 千円の増額補正を予定しております。

次に、1 0 ページをお開きいただきたいと思います。第 2 款介護給付費、第 1 項介護サービス等諸費、第 1 目介護サービス等諸費では、今年度の介護給付額において、決算見込みを見る中で、施設関係の給付費において予算額を若干上回る見込みでありますことから、介護サービス等給付 5 4 1 万 7 千円の増額補正を予定しております。

次に、第 4 款基金積立金、第 1 項基金積立金、第 1 目介護保険給付費準備基金積立金では、介護給付費増による基金の取り崩しと、介護保険給付費準備基金の利息との差引きによりまして、1 2 7 万 2 千円の減額、また、1 1 ページの第 2 目介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金では、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を全額基金に積み立てますため、1, 4 9 0 万 5 千円の増額補正を予定しております。

恐れいりますが 4 ページをお開きいただきたいと思います。繰越明

許費の説明でございます。

第1款総務費、第4項趣旨普及費でございます。事業名としまして、介護従事者処遇改善臨時特例交付金周知事業ということでございます。この134万4千円につきましては、期限が平成20年度末に交付されますことから、第1号被保険者に対します周知を行う必要な金額でございますが、20年度において予算を執行できないことから、繰越明許の予算措置をお願いしております。

次に、補正予算書の1ページにお戻りいただきたいと思います。

朗読いたします。

(予算書朗読)

福祉課長 以上、簡単ではございますが、議案第3号、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてのご説明とさせていただきますので、よろしくご審議賜りまして、原案通りご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
ございませんか。

(な し)

委員長 そしたらすいません。ちょっと1点だけ、お尋ねしたいんですけれども。今回、介護従事者処遇改善臨時交付金、まあ基金をつくるということで、ちょっとその基金の活用についてですけれども、説明いただいたのは介護報酬の上昇分について国の方からも補填あるということですが。これ斑鳩町では保険料が100円アップすることによって、その半分を補填するってことですけど、これが例えば介護報酬3%上がっても町の料金としては上がらないという、まあ斑鳩町ではそうならないんですけれども。例えば町民さんに対しての保険料

アップにはならないという時になっても、この基金っていうのは補填をされるもんなんじゃないかな。よその町とかやったら保険料が上がらないというところもあったと思うんですけども。この基金の活用についてはその点では補填はされるもんなんですかね。

福祉課長　この交付金につきましては、介護報酬が上がることに伴います給付費の増額に伴います緊急の措置ということでございます。その市町村によっては今、申されましたように保険料が上がらないところもございますが、給付自身は３％上がっておるところでございます。その基金はそれに活用されるということです。

委員長　他、よろしいですか。

（　　なし　　）

委員長　そうしましたら、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（　異議なし　）

委員長　異議なしと認めます。よって議案第８号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）議案第９号、平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療課長　それでは議案第９号、平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。まず議案書を朗読

いたします。

(議案書朗読)

国保医療 今回の補正の主な内容は、後期高齢者医療制度の保険基盤安定負担
課長 金の確定に伴います補正でございます。

まず歳入からご説明いたします。補正予算書の４ページをお開きいただきしたいと思います。

第４款繰入金、第１項他会計繰入金、第１一般会計繰入金で４９８万４千円の増額をお願いするものでございます。歳出の後期高齢者医療広域連合に納付する保険料の軽減相当額につきまして、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に歳出でございます。５ページでございます。

第２款後期高齢者医療広域連合納付金、第１項後期高齢者医療広域連合納付金、第１目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。４９８万４千円の増額をお願いするものでございます。これは法令に従いまして行いました低所得世帯に対します均等割額の減額分につきまして、公費で補填することとなっていることから、本町の負担分を広域連合に支出するものでございます。平成２０年度の額がこのたび確定しましたことに伴いまして、増額の補正をお願いするものでございます。

それでは、１ページにお戻りいただきたいと思います。朗読をいたします。

(予算書朗読)

国保医療 以上で、平成２０年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
課長 ３号）についての説明とさせていただきます。温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申し上げます。

委員長	それでは説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 ございませんか。 (な し)
委員長	それではないようですので、これをもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可 決することにご異議ございませんか。 (異議なし)
委員長	異議なしと認めます。よって議案第9号については、当委員会とし て満場一致で可決すべきものと決しました。 次に、2. その他についてを議題といたします。 委員の皆さんから質疑、意見等がございましたらお受けしたいと思 います。 嶋田委員。
嶋田委員	ちょっとお伺いします。学校の交通安全ボランティアの20年度、 また本年度の予算ですね、いくらぐらい。
委員長	野崎教委総務課長。
教委総務 課長	学校安全ボランティアの予算額といいますのは。 (「町に登録、募集してはる分で」)
教委総務 課長	主に保険料ということでございまして。数字また、後ほどちょっと 資料今手元に持っておりませんので、後日たださせていただきます

と思います。

嶋田委員 そしたら予算は結局保険料ということでよろしいんですね、39名分の保険料ということで。

教委総務課長 そうです。学校安全ボランティアの方の傷害保険ということで、社会福祉協議会の方で取り扱っていただいております。

嶋田委員 町の職員で青色パトロール毎日やっていただけてますけど、これは、これに対する予算いうのどれぐらいなんですか。

教委総務課長 青色パトロールにつきましての予算化はいたしておりません。通常青色パトロールで巡回していただきます車両に伴います燃料費につきまして、教育委員会事務局の燃料代の方から支出をさせていただいているというところでございます。

嶋田委員 そしたら青色パトロール、職員さん毎日やっていただいている、これボランティアなんですか、それとも業務なんですか。

教委総務課長 これにつきましては業務といいますか、公務員として地域の住民の、また小学生等の学童等の通学路の安全点検いう形でパトロールをさせていただいているといところでございます。

嶋田委員 昨日でしたか、なんか同僚議員がボランティアの方の心構えとしてボランティアをしてやっている、またはさせてもらっていると、云々とかいうことをおっしゃいましたけども、私それを聞きながら、この人継続的なボランティアやったことないねんなど、このように思っています。ボランティアする人はしてやっていると、させてもらってるとかいう感覚やなしに自分の興味あること、やりたいことをしているという感覚でボランティアをされているんだと私自身は思っています

し、私もそのようにさせてもらっています。教育委員会が学校の交通安全のボランティアを登録しておられるのは、登録をしてやってるのか、させてもらってるのか、逆に言えばボランティアをさせてやってるのか、してもらってるのか、これはどういう感覚でやっておられるんですか。

教委総務課長 学校安全ボランティアの登録ということでございます。毎年4月の広報に掲載させていただいております。その中で、学校安全ボランティアの募集をさせていただく中で、ボランティアの方につきましては、ボランティアの方が自分の空いている時間で、子ども達の下校時等について見守ってあげようという形で、ボランティアの方個人が役場の方に来ていただいて登録をしていただくということでございます。あくまでも町の方からこの日、何曜日の何時間にこの場所をお願いしますということではなく、個人の方の申し出ということで、私はこの日に、週の内のこの日ぐらいでしたら、何時頃やったらこの日に協力させてもらいますのでお願いします、という形で登録させていただいているということでございます。

嶋田委員 教育長どうですやろ。募集しているというのはボランティアをさせてやるために募集しているのか、してもらうために募集しているのか。

教育長 ボランティアというのは強制しているものではございませんので、ただ、まあそうした子ども達の安全確保をするために、お母さん方がなかなか送り迎えというのはできにくいというようなことで、地域の方々にご協力いただけたらということで募集をさせていただいております。これも平群でありました事件から以降、そうした住民の皆さん方のご協力を得て、あるいは自主的にいろんな形で子ども達の登下校の見守りをさせていただいております。そうした中でボランティアの、あるいはご協力いただく方の少ない地域もあったわけでございます。そうした中で登録させていただいて、ご協力いただけるならということ

で募集をさせていただきました。そうした中で、今課長が申しあげましたように、決して強制して、いつ、どこで、どのような方法でやってほしいということは申しあげておりません。あくまでも自主的な活動として私達は捉えていきたいという風に思っています。

嶋田委員 これ以上は予算委員会、予算の関係でちょっとお聞きしたわけなんです、これ以上は言いませんけれども、教育委員会として、そのボランティア、登録された方に感謝の意を表するということは、とっても大事なことはないかなと、そのように思います。子どもにいろんな挨拶しろとか、何かあればありがとう言えとか、そういうふうなことを日々常々おっしゃってるんでしたらね、教育委員会もそのようにされたほうがいいと思います。それとですね、学校用務員のシルバー人材の去年の委託料、そして今年、用務員の臨時職員を募られた、その費用をちょっとお聞かせ願えますか。

教委総務課長 委託料と賃金の金額の前に、学校安全ボランティアについて教育委員会としても、奈良県のスクールガードリーダーというリーダーさんございます。それは広域7町を廻っておられまして、斑鳩町も週1回、火曜日、小中学校廻っていただいております。その方によりまして、年1回でございますけれど、ボランティアの方々との中で講習をしていただいて、その中で教育長にもお礼も兼ねてご挨拶もしていただいていることもご推察願いたいと思います。

それと学校用務員の平成20年度の中で、予算化しておりますのは、委託料で348万円でございます。新年度、21年度では賃金として予算化いたしておりますのは、319万2千円ということでございます。差額につきましては28万8千円の減ということになっております。

嶋田委員 先ほどのあれで、桜井から来ておられる方でしょ。あのね、私言ってるのはね、教育長個人が挨拶するの違うやん。募ってる教育委員会

自身の職員が1学期に1ぺんでもいいさかいご苦労さんですな言うて話しにいく、そして例えばですよ、その中でなんかあったら相談くださいやと言え、私ここに毎日立ってるねんけども、仕事やとか風邪ひいて休むと、そんな時におれへんのものすごい心配やねんと、誰か1人増やしてくれとか、そういう風な話いろいろ聞けるでしょ、そういうことを言ってるんですよ。それと28万8千円の、用務員の件です。28万8千円の減でなるほど安くついてますね。これ社会保険料いうんですか、それはいくらかかっているんですか。

教委総務課長 21年度の予算出しております賃金の雇用、各小学校で3名いうことでございます。その中での共済費としては約52万9千円ほどということで予算を計上させていただいております。

嶋田委員 そしたら賃金で28万8千円減やけども、共済費で52万、これは町が支払う分なんですね。

教委総務課長 当然事業主負担ということで、町が支払いする分でございます。

嶋田委員 この21年度の臨時職員、採用されるについて採用試験はいつされたんですか。

教委総務課長 2月の28日でございます。

嶋田委員 20年度までシルバー人材へ委託されて、学校用務員として派遣されていたと、それが委託料が348万と、21年度からその委託を3月2日以降に、急に中止するというのをシルバー人材センターに伝えられて、2月の28日にもうすでに採用試験が終わっていると、そしたら募集はもっと前にされたと、しかも人件費と共済費と合わせたら委託料よりも高くついていて、これが新たに雇用を創設されているんなら、別段問題にすることではないと思いますけれども、今派遣

している人たちをまあ派遣切りですわな、して、しかも雇用対策やという名目で新たに雇用する、しかも採用試験が2月の28日で、シルバー人材に3月2日以降に通知していると。どうしても納得でけへんのですけど。これなんか正当な理由教えてください。

教育長

正当な理由っていうのは、私達今日までやっていることは正当だと思ってるんですが、シルバーをなぜ変えたかっていうことなんですけども、いろいろ理由がございます。今、申し上げるといのは個人的なことにもなりますので、これは申し上げられませんけれども、いろんな今日までのやっていただく中でも問題点がある。その都度シルバーには申し上げている部分もあるんですけども、改善できてない、あるいはまた人によっては非常に熱心にやっていただいて、こんなことができるのかなってところまでやっていただいているという方もございます。いろんな方がございますので、そうした中で今日まできたんですけど、今回そうした直接採用にしてやってみようということで、今回踏み込んだところでございます。決して今来ていただいている方があかんから辞めろとか、あるいはシルバーとの契約破棄するとかいうことではございません。町の採用条件としてまたそういう方法で、直接採用させていただいて業務についていただくというのもまた検討させていただいて、まあそういったことが、これが1年やってええのか悪いのかこれはまたわかりませんけども、そういうことをやりながらより改善をしていきたいというふうに思っております。

嶋田委員

これね、また新たに雇う、用務員として雇うことを募集する以前にそういうことを聞いてたら、ああなるほどそうかなと思いますわ。募集して2月28日に採用試験終わって、それから後、3月2日にシルバー人材センターにそんなことを通知すること事態がね、納得でけへんことですやん。しかも臨職の方が結局費用的には高くつくわけですよ。

教育長 このシルバーから変えるということについては、事務局長の方に事前にこういう話はさせていただいてます。今年についてはこういう採用をするということで、今募集をしたと。ただ人が決まっていないので、正式に通知したのは3月、議会の予算のことでもありますので、予算提案させていただいた後に事務局長に通達をしたということでございます。

嶋田委員 そしたらシルバー人材は用務員の人員募集、シルバー人材がですよ、1月までやってはりましたやんか。そやから納得のいく説明って、説明になってませんやんか。ほんならこれ結局職員の人件費、共済費入れても高くなってるんでしょ。問題点があるいうのもね。

教委総務課長 シルバー人材センターのそもそもの本質でございます。昨日の総務委員会の方でも申し上げさせていただいたんですけども。シルバー人材というこの団体の位置付けなんですけども、雇用関係の成立を目的としないということでございまして、契約もシルバー人材センターとの委託という請書を交わしているということでございます。今、21年度からは臨時職員として、賃金として雇用するというその辺も合わせてご理解を願いたいなという風に思います。

嶋田委員 それやったらね、今、用務員でいてはる人を臨時職員で雇用したらよろしいねやん。まあこれ予算委員会やさかいに内々の話はしませんけども、そやけど基本的に委託料348万ですか、ほんで臨時職員の人件費319万と52万、371万ですか、そっちの方が高くついていると、これについても納得でけへんし、その雇用しはった雇用対策という名目でやらはったこと自体についても納得してないと、そのことだけ伝えておきます。

委員長 町が補助金出している関係上、そういった団体との連携ですね。例えば駅の南側の駐輪場廃止するにしたかて、事前に管理していただい

ている障害者の団体の方とも話をされて、了承をもおたという形で進めていただいていると思うんです。今回委員が指摘しているのはそういうことかなと。確かに契約上は年間契約で委託契約結んでおられるかもしれませんが、やはりシルバーですから町が補助金出して運営もしていただいているところから、そういう連携については十分に充実をしていっていただきたいと。事前に事務局長にも伝えてるという風におっしゃっていただけてますけども、そのことでシルバーからその内容で中でどういう風になってるのかちょっと私も把握はしてませんが、委員さんがこうして指摘をされているということについては、今後十分お聞きいただいて検討していただきたいという風に思います。

何かありましたら。

栗本教育長。

教育長

今、委員長からもお話ありましたように、決してシルバー人材センターを無視してということではない。結果的にそういう採用の方法になりましたけども、今日までもシルバー人材センターの方から多くの職員さんを派遣していただいております。また今後も西小学校の子どもたちの登下校中の三代川周辺の管理というものも継続していただくようお願いをいたしております。あるいはまた学校の剪定等についても、あるいは幼稚園の剪定等についても、シルバーの方に委託できる範囲内の委託はさせていただきます。シルバーは高木の場合はなかなかしていただけませんので、低木の剪定等についてもシルバーの方に委託しながら、管理をやっていただいているということでございます。決してすべてシルバーを排除しているということではございませんのでご理解いただきたいと思います。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長	それではないようですので、これをもってその他についても終了いたします。
-----	-------------------------------------

なお、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として、引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それではこれをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任
いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

(町長挨拶)

委員長	これをもって予算常任委員会を閉会いたします。 どうもお疲れ様でした。
-----	---------------------------------------

(午後 3 時 3 9 分 閉会)